

高松市監査委員告示第17号

高松市中央公園再整備工事に係る工事請負変更契約の無効及び公金支出の停止に関する住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年5月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西	均	
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の受付

本件請求は、令和8年3月11日に受け付けた。

3 請求の要旨（原文）

本住民監査請求は、高松市中央公園再整備工事における4,665万3,200円を増額変更し、契約金額を13億933万2,200円とする不当な工事請負変更契約の無効・差し止めを認め、増額に伴う公金支出の停止等を求めるものである。

議案第137号:議決の変更について(令和7年12月定例市議会)【資料1、2、3を参照】

《不当な増額項目の内訳》【資料11、12参照】

ア 受変電設備:約4,500万円

イ ICT施工:約1,000万円

ウ 地下駐車場の安全対策:約3,200万円

1 請求の要旨

令和7年12月定例市議会(会期:R7.12.5~12.23、19日間)に提出され、可決された「議案第137号:議決の変更について」【資料1、2、3参照】は、令和7年6月25日に議会【令和7年6月定例市議会(会期:R7.6.9~6.25、17日間)】の議決を経た議案第86号:工事請負契約について(高松市中央公園再整備工事:青葉・カナック特定建設工事共同企業体、契約金額:12億6,267万9,000円)を4,665万3,200円増額変更し、契約金額を13億933万2,200円とする工事請負変更契約を行おうとするもので、以下の理由により、不当な変更契約内容と不当な議会手続きが行われた為、工事請負変更契約の無効・差し止め及び変更契約に伴う不当な公金支出の停止を求めるものである。

更に、高松市議会における議案第137号の審査・議決に際して、議会基本条例第19条の規定に基づく「分かりやすい政策説明資料を作成するよう求める」ことを怠りかつ、議会基本条例第3条の規定に基づく「市長等の事務の執行について調査、監視及び評価を行う」ことを怠り、不当な公金の支出を行わせる議案第137号の議決を行ったことは明白である。従って、市議会に対しては、議案第137号の審査・審議において、不十分な説明と不十分な提示資料でもって、なぜ、議決したのか原因究明を実施した上で、再発防止を求めるものである。

また、市長等は、市議会に対して提出した議案の議決に際して、賛否を判断する為に必要な説明と資料の提示を怠ったことは明白であり、改善を求めるものである。

市長等は市議会に対して、分かりやすい説明をしなくても、分かりやすい資料を提示しなくも、市長等が提出した議案はすべて交渉会派の賛成により可決成立してきたなれ合いの関係を長年にわたり構築してきており、その関係を改める必要がある。

また、今回の住民監査請求に当たり行った行政文書公開請求手続きにおいて、執行機関が行った不当な行為の是正・改善を求めるものである。

【資料 10】

(1) 不当と考える理由と根拠について

ア 受変電設備：約 4,500 万円

平成 29 年度都市公園法の一部改正に伴う公募設置管理制度（P a r k - P F I）における公募対象公園施設（カフェ等）は、民間資金で整備するものであり、高松市が費用負担することは不当である。【資料 5 参照】

また、「高松市中央公園再整備事業 公募設置等指針（令和 4 年 12 月）（以下、「指針」という）」【資料 6 参照】で、「IV施設整備等に係る費用負担等の考え方」において、10 ページの「1 公園再整備に係る基本的な役割分担」で、「①公募対象公園施設（カフェ）」の設計と工事の費用負担は、認定計画提出者（株式会社ルーヴ）と規定していること、及び 11 ページの「2 基盤整備に係る費用負担」で、公募対象公園施設（飲食店等）の電気整備工事は、イメージ図の青色で例示している通り、公募対象公園施設（カフェ等）の部分に係る費用は、認定計画提出者（株式会社ルーヴ）が負担することとなっている。

更には、令和 7 年 10 月 27 日に仮契約締結した変更契約関係資料の変更図面【資料 11 参照】に、新たに設置する受変電設備は、公募対象公園施設（カフェ等）のエリア内に整備するものであり、指針の「IV施設整備等に係る費用負担等の考え方」に基づいて、認定計画提出者（株式会社ルーヴ）が費用負担すべきものであることは明白である。

従って、受変電設備に要する約 4,500 万円を高松市が費用負

担することは不当である。

更に、従前から中央公園内に設置されていた受変電設備の再利用が可能であったと考えられるが、新品を設置しようとしている。また、この受変電設備を高松市の費用負担で設置すると、今後の定期点検や法定検査、維持管理も、すべて高松市が実施することとなり、維持管理費用全額を高松市が負担することも不当である。

イ ICT施工：約1,000万円

このICT施工に要する追加費用は、当初発注時の前提条件としてICT施工を行う工事であることを明示した上で、行うべきものであり、契約締結後に単価の高いICT施工を追加して、かつ増額する必然性と合理的な理由もない為、高松市が追加負担することは不当である。

更に、このICT施工に係る増額の設計変更に含まれている事実を市議会の総務常任委員会審査の際に、説明も資料の提示も行わないで、「その他細かい部分も増減ありまして、差し引き4,600万円ほどの増額の内容」となっているとのあいまいな説明しか実施しておらず、議会軽視と言わざるを得ない。

その上、変更契約の内部手続きの際、契約変更理由書にも、ICT施工に伴って約1,000万円も増額する理由の記載もなく、内部手続き上も不当である。【資料11参照】

ウ 駐車場安全対策：約3,200万円

中央駐車場（地下駐車場）の安全対策は、総合評価落札方式による入札手続において、技術提案【提案項目①：地下駐車場の構造に配慮した施工方法や安全対策（資料9参照）】を求めて、提出された提案を評価して、受注企業（青葉・カナック特定建設工事共同企業体）を決定して、12億6,267万9,000円で契約締結しており、追加の安全対策費用を実施する為の当初契約時点から条件変更がない為、追加費用を高松市が負担することは不当である。

また、現在、中央駐車場の利用台数の大幅な制限による安全対策は、本当に利用制限をする必要があったのかも疑問である、3月

20日からは利用台数を100台程度から180台程度に増加することが発表されたが、果たして、利用を再開する地下駐車場のコンクリート構造物に、地上部の再整備工事による荷重の影響が及んでいたのか技術的な説明もなく、過剰な安全対策である可能性が高いと思われる。

その根拠としては、これまで、さぬき高松まつりの際の、中央公園の芝生広場にはイベントステージや屋台を設置しており、かつ多くの人々が地下駐車場上部に負荷がかかっている場合にも、地下駐車場の安全対策として、防護ネットの設置や利用制限を実施してきていません。

エ 執行機関による市議会軽視の対応について

市議会に対して、執行機関が分かりやすい説明と資料の提示を怠ったことは明白である【資料1、2、3参照】

オ 市議会運営の機能不全について

市議会（総務常任委員会）は、提出議案の審査に際して、必要不可欠な、議会基本条例第19条の規定に基づく分かりやすい資料の作成を求めなかった上に、説明も求めることなく、原案可決し、本会議の最終日には、一人の議員が討論の際に、不当な理由を説明した上で反対の意思表示を行った後に行われた採決で、4つの交渉会派【自民党清新会、市民フォーラム21、公明党議員会、自民党議員会】全員を含む33人が議案第137号に賛成（資料4参照）したことは、審査や討論において、少数会派の議員や無所属議員が不当であることを主張したとしても、提出議案を原案通り可決してきている議会運営も不当である。

カ 不当な行政文書公開手続きについて

令和8年1月6日付け（受付第455号）で公開請求を行った「中央公園再整備工事【総合評価落札方式（I型）】の入札手続きの際に、業者が提出した技術提案書と評価点の審査結果に係る資料一式」について、行政文書公開決定通知書【高契第147号令和8年1月16日】で、請求人との電話連絡でのやり取りを不当に曲解

して、開示決定通知書（別紙）に、「総合評価落札方式に関する評価調書」のみが対象であることを確認したと公文書を捏造したことは、情報公開制度の本旨に反する重大な過ちであり、看過できないことである。（資料10参照）

事実証明書

資料1 令和7年12月定例市議会における議案第137号：議決の変更に係る審査経緯

資料2 令和7年12月定例市議会提出議案（抜粋）

資料3 令和7年12月18日 総務常任委員会審査（配布資料）

資料4 令和7年第6回高松市議会定例会 議案等審議結果一覧（会派別・議員別）

資料5 都市公園法改正のポイント（抜粋）

資料6 公募設置等指針（令和4年12月高松市）抜粋

資料7 基本協定書（R5.6.14締結）

資料8 実施協定書（R7.2.28締結）抜粋

資料9 中央公園再整備工事の入札手続き資料 総合評価1型（施工計画）抜粋

資料10 行政文書公開決定通知書

資料11 中央公園再整備工事 変更契約に係る資料（開示資料）抜粋

資料12 市長提言メール

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理し、以下のとおり、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市中央公園再整備工事において、契約金額を4,665万3,200円増額変更し、13億933万2,200円とする工事請負変更契約が不当であるか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、高松市長（以下「市長」という。）に対し、工事請負変更契約の無効・差し止め及び変更契約に伴う不当な公金支出の停止を求めるというものである。

なお、請求人の請求のうち、「請求の要旨」（１）イのうち、市議会総務常任委員会における説明内容に関する部分、エ及びカに係る請求については、財務会計上の行為と直接関係のない行政事務であることから、また、オに係る請求については、議会や議員の行為は住民監査請求の対象とならないことから、法第２４２条第１項に基づく住民監査請求としての適格性を有せず、監査対象事項に該当しないものである。

監査委員は、法第２４２条第７項の規定に基づき、請求人に対して、令和８年３月２７日に、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、口頭による陳述が行われた。

２ 監査対象局

本件監査対象局は、都市整備局（公園緑地課）である。

第３ 監査対象局の見解

１ 受変電設備について

既存の設備を使用する場合、公園西側にある設備から公募対象公園施設（以下「公募施設」という。）まで、公園内を横断して地中内に高圧配線を通すことになるが、安全性や利便性の観点からは、カフェに近接する場所に受変電設備を新たに設置することが適切であると判断した。

また、設置場所については、カフェに近いことに加え、事故やいたずらの防止が必要であるとの観点から、人の往来が少ない場所の選定を検討した結果、特定の人のみが利用すると想定される、カフェの東側に整備する駐車場の南端が最も適切であると判断した。

さらに、新たに設置する受変電設備は、今後の指定管理者との連携による賑わいイベントの開催に使用することも想定しており、イベント等の開催により高松市中央公園（以下「中央公園」という。）に新たな魅力や賑わいが創出されることで、公園の利用価値が高まり、中央公園や公園周

辺を訪れる人が増え、中心市街地全体の活性化につながるという効果が期待される。

2 ICT施工について

従来の施工においては、オペレーターの経験等により、掘削深さ及び位置の管理に一定の誤差が生じ得ることから、過掘削等により既設構造物へ影響を及ぼすリスクが想定されるが、ICT施工は、一貫して高精度の施工が可能となることから、施工誤差を低減し、既設構造物への影響を最小限に抑えることができるため、安全性向上につながるものである。

また、ICT施工の導入により、施工管理がより効率化され、工程の合理化や施工期間の短縮も見込まれるほか、建設現場での生産性、品質及び安全性の向上に伴い、建設業における人手不足や高齢化といった課題解決にも貢献でき、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の趣旨にも沿うものである。

3 駐車場安全対策について

公共工事における安全対策は、事故防止・法令順守等の観点から最優先事項であり、事故発生リスクがわずかでも懸念された段階で、そのリスクを最大限低減することが重要である。

特に、工事中に既設地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）利用者への被害が発生した場合、人的・社会的影響が大きいため、現場状況に応じて、単一の安全対策ではなく、複数の対策を組み合わせることが有効であることから、当初想定していた対策よりも、より強化した安全対策が必要となった。

なお、一般的に、高松まつり開催時など、人が集まることや資材の搬入等により生じる荷重（静的な荷重）と、工事实施時における重機の往来や掘削、既存構造物の撤去などによる荷重（衝撃荷重）は、性質が異なっており、特に、工事实施時には、局所的に想定外の非常に大きな荷重がかかる場合があることから、両荷重について単純に比較することは適切ではない。

4 結論

以上のとおり、本件各工事には必要とする根拠があることから、工事請負変更契約が不当であるとは言えず、当該変更契約に基づく公金の支出が不当であるとは言えない。

第4 監査により認められた事実

本件監査は、監査対象局に事実照会等を行うとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査するなどの方法により実施した結果、次の各事実を認定した。

1 民間活力をいかした中央公園再整備事業について

(1) 事業の目的

本事業は、老朽化が進む中央公園の施設の更新に合わせて、多様化する市民ニーズ等に対応するため、民間の活力による新たな魅力やにぎわいが創出できるよう、公園の再整備を実施するものである。

中央公園再整備（以下「公園再整備」という。）に当たっては、「安全・安心の確保」、「新たなにぎわいの創出」、「景観・質の向上」、「地域課題への対応」及び「持続可能な管理運営」の5つの視点を取り入れて実施することとしており、来園の目的となる魅力的な新たな施設の導入や賑わいイベントの開催、まち（道路）と一体感・連続性のある動線の確保による周辺との視覚的つながりの創出や死角・段差を減らしたユニバーサルデザインの導入、市民等への積極的な開放など、市・民間事業者・市民が一体となった取組により、魅力と価値を向上させ、市全体の魅力向上につながり、都市の顔となる公園を目指すこととしている。

2 公募施設の設置について

(1) 導入する施設の検討経緯

公園再整備に際しては、魅力を創出するため新たに導入する公園施設として、他都市でも多数の実績がある便益施設（売店や飲食店等）の設置を検討した。

その設置手法として、財政面及び運用面で高松市（以下「市」という。）に有利となるP a r k - P F I（公園設置管理制度）事業による

再整備を前提とし、令和2年3月から4年7月まで、民間事業者へのサウンディング型市場調査や市民アンケート調査を実施し、同年12月に「民間活力をいかした中央公園再整備方針」を策定するとともに、Park-PFI事業者（以下「事業者」という。）を募集する「高松市中央公園再整備事業公募設置等指針」（以下「公募指針」という。）を公表した。

（2） 公募指針の概要

公募指針は、中央公園の魅力向上に資する便益施設（飲食店等）を設置する事業者を募集するもので、公園再整備における基本的な官民の役割分担として、市は、公園全体の再整備を行い、民間は、魅力向上に資する便益施設及びその施設と相乗効果を発揮する特定公園施設（トイレ等）の整備を行うものとした。

公募指針において、公募施設（飲食店等）及び特定公園施設（トイレ等）の基盤整備に係る費用については、造成工事及び施設の建築工事境界までの上水道・下水道・電気の整備工事の全額を市が負担することと規定して事業者を募集しており、疑義が生じた場合は、協議の上決定することとしている。

（3） 事業者決定及び設計協議について

令和5年6月、公募施設としてカフェ、特定公園施設としてトイレ及び休憩施設の提案を行った株式会社ルーヴを事業者として決定した。

同年7月、民間活力をいかした中央公園再整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会において議論を重ねながら、6年6月に基本設計、7年2月に実施設計を取りまとめるとともに、市が施工する基盤整備と事業者が施工する建築工事について調整を行い、基盤整備のうちライフラインについては、公募指針に基づき、建築工事境界までは市が整備、建築工事区域内は事業者が接続工事を実施することとした。

なお、受変電設備については、既存の設備を改築して使用する場合と、新設する場合の両方についての検討を行っていたが、工事発注時において、カフェの業務内容（商品構成等）が定まっていなかったため、それ

らが明確になった段階で対応することとしていた。

(4) 設計変更の概要

令和7年6月の工事請負契約締結後、カフェ内で使用する厨房機器や空調設備などの仕様が決定し、同年9月、使用電力量が確定したことにより、高圧配線が必要となることが判明したため、既存の受変電設備の利用に加えて、安全性や利便性の観点から、カフェに近接する場所に受変電設備を新たに設置することとし、設計変更を行った。

変更図面によると、受変電設備の新設場所は、公募施設の建築工事区域の東側にある、市が整備する駐車場の南端部分であり、この場所は、事業者から提出された公募設置等計画（変更）の中の施設の整備計画の位置図に示された公募施設及び特定公園施設の外側である。

なお、新設する受変電設備は、カフェでの使用だけではなく、今後の指定管理者との連携による賑わいイベントの開催に使用することも想定している。

3 ICT施工について

(1) 公園再整備工事の概要

公園再整備では、施設全体のバリアフリー化に取り組むこととしており、その基盤整備として、地下駐車場上部の地盤の切下げ工事を実施することとしている。

工事発注段階では、小型機械を選定して施工することとしていたため、総合評価落札方式において、荷重条件等を踏まえた効率的かつ安全な施工方法を採用することで対応可能と判断し、ICT施工は導入していなかったが、工事請負契約後、現地精査を行った結果、地下駐車場上部の盛土厚が一定ではなく、施工誤差や過掘削が生じた場合に地下駐車場を損傷させるなど、安全性に影響を及ぼすことが懸念され、地下駐車場の安全確保のためには、より高い施工精度の確保が必要であることが明らかとなった。

(2) 他工法との比較

従来の施工においては、オペレーターの経験等に依存する部分が大

大きく、掘削の深さや位置の管理に一定の誤差が生じ得る。

これに対し、ICT施工は、三次元設計データに基づき施工機械を制御することにより、掘削の深さや位置を高精度に管理することが可能であり、また、従来施工に比べ、施工管理がより効率化され、工程の合理化が図られるとともに、ICTを活用することにより、作業日数の短縮や作業人員の削減にもつながり、事故発生リスクも削減されるとされている。

(3) 変更の必要性

本工事においては、地下駐車場の安全確保が極めて重要であり、安全確保を具体的に実施するためには、より高い施工精度を確保する必要があることから、掘削作業の精度の向上や施工管理の高度化が図られ、また、既設構造物の保全及び安全確保に資することが見込まれるため、ICT施工を導入することとしたものである。

4 駐車場安全対策について

(1) 経緯

地下駐車場については、中央公園の3分の1に相当する約1.3haを占有しており、発注段階から、工事实施に伴う影響を考慮していたが、平成28年度から数年かけてコンクリートの補修工事を実施しており、毎年実施している目視点検でも、構造に影響する損傷は確認されていなかったことから、地上部における負荷軽減対策や直接的に影響のある駐車区画範囲を利用制限し、適宜その範囲を変更していくことで対応が可能であると判断していた。

そのため、公園再整備の実設計時には、主に、工事車両による荷重に耐え得るかという視点で検討を行い、小型機械による施工を計画し、その他の安全対策等については、施工者の視点からの技術提案を求め、荷重条件を踏まえた効率的かつ安全な施工方法を評価項目とした総合評価落札方式による入札手続を行い、入札参加業者から提出された地下駐車場への負荷軽減措置の提案について総合的に評価を行った結果、総合点が勝る業者を決定した。

ところがその後、工事請負契約を締結し、請負業者と具体的な施工計画や保安対策を検討するために地下駐車場内の状況を確認したところ、重機による地下駐車場上部の掘削等の振動等により、コンクリートに剥離等が生じる可能性があることが懸念されるに至ったため、こうした不都合な状態の発現や、より重大な事故が発生する危険性を未然に防いだ上で地上部の工事を実施する必要があるとの判断に至り、地下駐車場利用者の安全を最大限確保する対策について駐車場管理者や専門家を含む関係者で協議を行った結果、新たに地下駐車場内部の安全対策及び利用制限を行うこととしたものである。

第5 監査委員の判断

請求人は、本件請求において、公園再整備工事に關し、受変電設備について、民間資金で整備すべきものを市が費用負担していること、ICT施工について、契約締結後に増額する必然性と合理的な理由がない工事であること、駐車場安全対策について、過剰な安全対策である可能性が高いことから、4,665万3,200円を増額変更し、契約金額を13億933万2,200円とする工事請負変更契約が不当であると主張し、市長に対し、工事請負変更契約の無効・差し止め及び変更契約に伴う不当な公金支出の停止を求めているので、その当否について検討する。

- 1 「平成29年度都市公園法の一部改正に伴う公募設置管理制度（Park-PFI）における公募施設は、民間資金で整備するものであり、また、公募指針において、公募施設の設計と工事の費用負担は、認定計画提出者と規定していること、公募施設の部分に係る電気整備工事費用は、認定計画提出者が負担することとなっていること、並びに変更図面によると、新たに設置する受変電設備は、公募施設のエリア内に整備するものであることから、公募指針に基づいて、認定計画提出者が費用負担すべきものであることは明白であり、受変電設備の整備に要する約4,500万円を市が費用負担することは不当である上に、従前から中央公園内に設置されていた受変電設備の再利用が可能であったと考えられるが、新規に設置しようとしており、これを市の費用負担で設置した場合、今後の定期

点検、法定検査及び維持管理を市が実施することとなり、その費用を市が負担することも不当である」とする請求人の主張について

[監査委員の判断]

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の7において、認定計画提出者は、認定（前条第1項の変更の認定を含む。）を受けた公募設置等計画（変更があったときは、その変更後のもの。）に従って公募対象公園施設の設置又は管理をしなければならないと規定され、公募指針において、公募施設に係る電気整備工事については、飲食店等の建築工事境界までを市が負担することとなっている。

今回の変更契約において新設する受変電設備は、既存の受変電設備の利用に加えて、新たな電力需要への対応のために必要となったものであり、その設置場所は、「監査により認められた事実」2（4）のとおり、公募施設の建築工事区域の東側にある、市が整備する駐車場の南端部分であり、この場所は、事業者から提出された公募設置等計画（変更）においても公募施設及び特定公園施設の外側となっている。

また、請求人が主張するように既存の受変電設備を利用する場合、公園西側にある既存の設備から公募施設まで公園内を横断して地中内に高压配線を通すことになるが、安全性や利便性の面はもちろん、公募施設に近接する場所に受変電設備を新たに設置する方が事故発生の回避やいたずらの防止につながるという観点から、人の往来が少ない場所を選定したことは妥当である。

さらに、新設する受変電設備は、事業者のみが使用するものではなく、今後、指定管理者との連携による賑わいイベントに使用することも想定されており、イベント等の開催により中央公園に新たな魅力や賑わいが創出されることで、公園の利用価値が高まり、中央公園や公園周辺を訪れる人が増え、中心市街地全体の活性化が期待されるため、受変電設備を新規に設置する方が、市にとっても利点がある。

よって、請求人が主張するように、当該受変電設備の設置に要する費用及び今後の維持管理費を市が負担することは不当ではないと判断する。

- 2 「ICT施工については、当初発注時の前提条件として明示した上で行うべきものであり、契約締結後に単価の高いICT施工を追加して、増額する必然性と合理的な理由もないため、市が追加負担することは不当であり、また、契約変更の手續において、契約変更理由書に、ICT施工の導入に伴って約1,000万円増額する理由が記載されておらず、手續上も不当である」とする請求人の主張について

[監査委員の判断]

公園再整備では、施設全体のバリアフリー化に取り組むこととしており、その基盤整備として、地下駐車場上部の地盤の切下げ工事を実施することとしているが、「監査により認められた事実」3(1)のとおり、工事発注段階では、小型機械を選定して施工することとしていたため、総合評価落札方式において、荷重条件等を踏まえた効率的かつ安全な施工方法を採用することで対応可能と判断し、ICT施工は導入していなかった。

しかしながら、工事請負契約後に現地精査を行った結果、本工事が地下駐車場の安全性へ及ぼす影響が懸念されたため、地下駐車場の安全性を確保するためには、掘削作業の精度向上及び施工管理の高度化を図る必要性があることが確認されたため、既設構造物の保全及び安全確保に資するICT施工が導入されたものである。

そして、「監査により認められた事実」3(2)のとおり、ICT施工は、オペレーターの経験等に依存する部分が多い従来の施工と比較して、掘削の深さや位置の高精度の管理が可能であるため、既設構造物への影響を最小限に抑えられ、安全性の確保が期待できると監査対象局が判断したものであり、当該公園再整備においては、地下駐車場の安全確保が極めて重要であることから、既設構造物の保全及び安全確保に資するICT施工を導入すると判断したことは妥当である。

また、ICT施工の導入により、施工管理がより効率化され、工程の合理化や施工期間の短縮も見込まれるほか、建設現場での生産性、品質及び安全性の向上に伴い、建設業における人手不足や高齢化といった課題解決にも貢献でき、これらの利便性・優位性からも、ICT施工の導入は品確法の趣旨に沿うものである。

よって、ICT施工の導入は合理性があり、市が費用を追加負担することは不当であるとは言えないものと判断する。

また、契約変更理由書では、変更内容項目のうち、主たる理由の部分について説明することが一般的であり、ICT施工については、変更設計書において変更項目として明示していることから、契約変更の意思決定過程においては、当該設計書により一定の説明が行われており、手続が不当であるとは言えないものと判断する。

- 3 「地下駐車場の安全対策については、総合評価落札方式による入札手続において、地下駐車場の構造に配慮した施工方法や安全対策についての技術提案を求め、提出された提案を評価して受注企業を決定しており、当初契約時点から追加の安全対策費用を要する条件変更もなく、また、令和8年3月20日まで利用を制限していた部分のコンクリート構造物に対する、地上部の再整備工事による荷重の影響について技術的な説明もないことに加え、これまでもさぬき高松まつりの際に中央公園の芝生広場にイベントステージや屋台を設置し、多くの人により地下駐車場上部に負荷がかかっている場合でも、地下駐車場の安全対策として、防護ネットの設置や利用制限を実施していなかったことから、過剰な安全対策である可能性が高いと思われるため、追加費用を市が負担することは不当である」とする請求人の主張について

[監査委員の判断]

地下駐車場の安全対策について、総合評価落札方式において求めた技術提案は、「監査により認められた事実」4(1)のとおり、主に、工事車両による荷重に耐え得るかという視点から、荷重条件を踏まえた効率的かつ安全な施工方法についてであり、地下駐車場への負荷軽減措置の提案を行った業者のうち、総合点が勝る業者が決定されている。

そして、追加の安全対策については、工事請負契約後の状況確認において、重機による地下駐車場上部の掘削等の振動等により、コンクリートに剥離等が生じる可能性が懸念されたため、事故発生を未然に防止した上で地上部の工事を実施する必要があると判断し、地下駐車場利用者

の安全を最大限確保する対策について、駐車場管理者や専門家を含む関係者で協議を行った結果、新たに地下駐車場内部の安全対策及び利用制限を行うこととしたものであるが、工事を実施するに当たっては、現場の状況をより詳しく把握する必要があるため、工事過程の中で実施方法の変更が必要となる新たな状況が発生することは、当然に起こり得ることであり、本件においても、状況確認の過程でコンクリートの剥離等の発生の危険性を確認したものである。

また、さぬき高松まつりにおいては、特段の安全対策を行っていなかったが、「監査対象局の見解」3のとおり、本件工事実施時には、局所的に想定外の非常に大きな荷重がかかる場合があり得るため、より高度の安全対策が必須であることは、容易に推認できるところである。

本変更契約は、施工段階において確認された現地条件により判明した事故発生リスクに対して安全対策を図るものであり、公共工事における安全対策は、事故防止・法令順守等の観点から最優先事項であるため、事故発生リスクがわずかでも懸念されるのであれば、懸念されるリスクを最大限低減することが重要である。

よって、条件が異なるさぬき高松まつりにおいて特段に安全対策を行っていなかったことをもって、今回の工事においても安全対策を行わなくともよいとは言えず、むしろ、地下駐車場利用者の安全を守るために本件工事が必要な措置であることは上記のとおりであり、請求人が主張するように、地下駐車場の安全対策に要する追加費用を市が負担することは不当であるとは言えないと判断する。

なお、以下の点について、付言する。

1 個別外部監査契約に基づく監査請求とこれに対する措置

(1) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

議案第137号は、令和7年12月定例市議会に議案提出され、形式的に審査・審議が行われて可決されたものではあるが、議案の審査・審議過程において、執行機関は賛否を判断する為に必要な説明と資料の提

示を怠ったまま、議会は議会基本条例第19条の規定に基づいて分かりやすい資料の作成を求めることなく議員選出の監査委員2人を含んだ33人の賛成多数で可決成立したものであり、議案第137号の議決は不当なものであることは上述しているとおりである。【資料1、4参照】

4人の監査委員のうち、議員選出の2人は賛否が判断できないにもかかわらず本議案に賛成しており、議会基本条例第3章及び第19条の規定に基づく措置を適切に執行しなかった当事者でもあり、監査委員として不適格である。

従って、監査委員4人のうち2人が、本監査請求の監査対象当事者であり、監査委員として不適格である為、個別外部監査で監査される様、求める。

(2) 市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

議会の同意を得て議員のうちから選任される監査委員が議員として議決に加わることは当然であり、議員としての議決行為と監査委員としての監査職務は立場を異にする権限行使であるため、議決の賛否表示をもって監査委員の適格性を全面的に否定することは不適切であり、また、本件請求の対象である変更契約の締結及び公金支出については、議員のうちから選任される監査委員に直接の利害関係は認められず、監査の公正性・客観性が損なわれる特段の事情も存在しない。

さらに、特定の専門的知見を有する者でなければ監査できない場合又は外部の専門的知見を活用することが相当と認められる場合に、個別外部監査契約に基づく監査によるものと判断するところであり、本件請求については、監査委員による通常の監査手続により、その適法性及び妥当性を十分に判断することができるものであって、外部の専門的知見を活用すべき特段の事情も認められない。

よって、個別外部監査契約に基づく監査によらないことと判断したものである。

以上検討の結果、本件措置請求を棄却する。